

広尾町中小企業金融支援対策事業（令和３年赤潮対策）

1 目 的

令和３年９月に発生した赤潮被害（以下、令和３年赤潮被害という）の影響により、業況が悪化した水産加工事業者等を支援するため、運転資金の融資、利子補給等を行うことで資金繰り支援を実施する。

2 金融支援内容

貸付枠の設定及び利子補給

（１）貸付枠

- ・ ２，０００万円以内から３，０００万円以内に引上げ
（但し、利子補給限度額を１，０００万円とする）

（２）資金使途

- ・ 運転資金

（３）貸付期間

- ・ １０年以内（既存融資に対する元金償還金の据置なし）

（４）融資対象者

令和３年赤潮被害の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、以下の要件を満たす方

- ①令和３年における９月、１０月、１１月、１２月のいずれかの売上高が前年もしくは前々年の同月と比較して１５％以上減少している水産加工業事業者及び主に鮮魚を取り扱う小売業事業者
- ②上記①の事業者と取引（取引割合が事業所全体の５０％以上）があり、当該事業者の業況悪化に起因して売上高が減少した事業者

（５）利子補給

- ・ 全額利子補給（５年間）

（６）その他

- ・ 本資金による既存融資の借換えは原則禁止とする。
- ・ 令和３年９月１日（赤潮被害により影響を受けた月の初日）以降の貸付を対象とする。